

三木町社会福祉協議会福祉出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域や教育機関からの依頼により、体験等の講座を行うことで、助けあいや思いやりの心を育て、各団体、グループが様々な人と自ら関わりを持ち、活動の活発化のきっかけとなることを目的とする。

(名称)

第2条 この講座の名称は、三木町社会福祉協議会福祉出前講座（以下「出前講座」という。）と称する。

(対象)

第3条 出前講座は、町内の幼稚園、小・中・高等学校、自治会等町民で構成する10人以上の団体・グループ（以下「団体」という。）を対象とする。

(内容)

第4条 講座の内容は別表1のとおりとし、依頼内容に応じ本会職員または外部講師による講義や実技を行う。

(開催日時及び場所)

第5条 開催日は、申込団体と調整して決定する。

2 開催時間は、月曜日から日曜日(12月29日～翌年1月3日の間は除く)までの午前9時30分から午後4時30分までで、1講座90分以内とする。

3 出前講座の実施場所は、町内に限るものとする。

(運営等)

第6条 出前講座の運営、進行等は申込団体が行うものとする。

(申し込み等)

第7条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、受講しようとする日の1か月前までに、福祉出前講座申込書（様式第1号）により本会に申し込みするものとする。

2 出前講座を受講するために必要な施設は、申込者の責任において用意するものとする。

(受託の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する時は、出前講座を受託しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- (2) 政治、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、出前講座が適当でないと認められるとき

(費用)

第9条 出前講座にかかる講師の派遣料は、無料とする。ただし、教材費、会場借上費その他の実費は、申込団体の負担とする。

(実施報告)

第10条 出前講座を行った職員は直ちに実施報告書（様式第2号）を会長に報告するものとする。

(その他)

第11条 本要綱に記載のない事項及び本要綱に疑義が生じたときは、本会と申込団体との協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。

(平成 31 年 2 月 1 日 一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)